

公立大学法人神戸市看護大学ホール等使用規程

2019年4月1日

規程第88号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人神戸市看護大学（以下「法人」という。）のホール及び体育館（以下「ホール等」という。）について、法人又は神戸市看護大学の授業、行事その他業務以外の使用に関し、必要な事項を定める。

(使用の許可)

第2条 ホール等を使用しようとする者は、細則で定めるところにより、法人本部長の許可を受けなければならない。

2 法人本部長は、前項の許可にホール等の管理運営上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

3 第1項の許可の申請は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める日から行うことができる。

(1) 法人の役員、職員又は学生 使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとするときは、その最初の日。以下この条において同じ。)の1年前の日の属する月の初日(当該期日が細則で定める日(以下「受付休止日」という。))に当たるときは、その翌日以降の日のうち受付休止日に当たらない最初の日)

(2) 前号に掲げるもの以外のもの 使用しようとする日の1月前の日の属する月の初日(当該期日が受付休止日に当たるときは、その翌日以降の日のうち受付休止日に当たらない最初の日)

(許可の基準)

第3条 法人本部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) ホール等及びその附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 前条第3項第1号に掲げる者の利用に支障があると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、法人本部長がその使用を不相当と認めるとき。

2 法人本部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。

(1) ホール等の管理運営上支障があると認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、業務上支障があると認められるとき。

(使用期間)

第4条 ホール等は、引き続き7日を超える独占的な使用をすることができない。ただし、細則で定める特別の理由があるときは、この限りでない。

(行為の制限)

第5条 ホール等において、次に掲げる行為をしようとする者は、細則で定めるところにより、法人本部長の許可を受けなければならない。

(1) 業として写真撮影、映画撮影その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として広告、宣伝その他これらに類する行為をすること。

(3) ラジオ又はテレビの中継、録音、録画その他これらに類する行為をすること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、細則で定める行為

2 第2条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

(使用料)

第6条 第2条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学生が使用者の場合にあつては、ホール等の使用料は、無料とする。ただし、営利を目的として使用する場合を除く。

(使用料の納付)

第7条 使用料は、前納しなければならない。ただし、細則で定める特別の理由があるときは、後納することができる。

(使用料の減免)

第8条 理事長は、細則で定める特別の理由があるときは、細則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、細則で定める特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(特別の設備の設置等)

第10条 使用者は、特別の設備若しくは器具を持ち込み、設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、法人本部長の許可を受けなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

(権利譲渡の禁止)

第11条 使用者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第12条 法人本部長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第1項若しくは第5条第1項の許可を取り消し、又はホール等の使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) この規程若しくはこの規程に基づく細則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) 第3条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 法人本部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前項に規定する決定をすることができる。

- (1) ホール等の管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、業務上やむを得ない必要が生じたとき。

(入場の制限等)

第13条 法人本部長は、使用者以外の者及び次の各号のいずれかに該当する者に対しては、ホール等への入場を拒絶し、又はホール等からの退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれのある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれのある動物その他の物を携帯する者
- (4) ホール等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれのある者

(5) 次条の規定に違反した者

(行為の禁止)

第14条 何人もホール等において、その管理上支障がある行為で細則で定めるものをしてはならない。

(立入り等)

第15条 法人本部長は、ホール等の管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第16条 使用者は、ホール等の使用を終了したとき、又は第2条第1項若しくは第5条第1項の許可を取り消されたときは、直ちにホール等を原状に回復しなければならない。

2 法人本部長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(損害の賠償等)

第17条 ホール等を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(施行細則の委任)

第18条 ホール等の休館日その他この規程の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

(1) ホール等の使用料

名称		使用料			
		午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	利用時間を超過した場合の当該超過に係る使用料(1時間までごとに)
ホール	ホール	37,000円	37,000円	37,000円	12,000円
	会議室1	900円	900円	900円	300円
	会議室2	900円	900円	900円	300円
体育館		3,600円	4,800円	5,400円	1,200円

備考 営利を目的として使用する場合の使用料の額は、この表に規定する額の5倍に相当する額とする。

(2) 附属設備の使用料

附属設備の名称		使用料
ホール	ピアノ	1台1回につき 1,500円